

地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター第2期中期目標・中期計画（案）

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期目標	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期計画
<p>第1期中期目標の総括について</p> <p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センターは、平成19年度の設定以降、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となって地方独立行政法人制度の特長を十分にいかし、機動的・戦略的な運営体制を確立している。</p> <p>公立病院として、全国的にも数少ない司法精神入院棟を開設・運営し、民間病院では実施困難な児童・思春期精神科医療に着手するとともに、精神科医不在地域へ医師を派遣し、精神科救急医療の中心的な役割を担うなど、積極的に使命を果たしている。</p> <p>さらに入院患者の地域移行支援も積極的に実施するなど、その活動は精神科医療の中核病院として評価するものである。</p> <p>平成23年3月には、東日本大震災に対して、岡山県心のケアチームとして、全国に先駆けて宮城県に赴いて災害支援活動を展開するなど、強い使命感の下に公的役割を果たそうとする姿勢がうかがわれるものである。また、それら活動を支える財務内容については、良好な状態を維持し、経営基盤の充実を図ってきたところである。</p> <p>第1 基本的な役割</p> <p>公立病院として、健全な運営の下で、より高いレベルでの精神科医療を実現すること、また、幅広く関係機関との連携を進め、精神保健、医療、福祉、教育環境の整備を図ることを基本的役割とする。</p>	<p>第1 はじめに</p> <p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下、「法人」という。）は、平成19年度の設定以来「人としての尊厳を第一に安全・安心の医療をめざす」を基本理念に掲げ、公立病院として健全経営の下で精神科医療を中心とする事業に取り組んできた。休日・夜間を含む精神科救急医療、児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、司法精神科医療など、高度で専門的な政策医療を積極的に展開し、医療水準の高さと病院経営の健全さで全国的にも有数の病院として評価を受けるまでになった。</p> <p>第2期の中期計画においては、岡山県の中核病院として多様化する医療ニーズに対応するため、人材の確保と育成を図るとともに、<u>先端技術の導入や診療情報のIT化など病院機能の高度化による精神科医療の充実と地域の保健・福祉機関、医療機関、教育機関との連携を強化しながら精神疾患を持つ人々の治療と地域生活支援にも重点を置くなど諸課題の解決に積極的に努める。</u></p> <p>そのため、ここに第2期中期計画を定め、これに基づき引き続き法人の使命を達成すべく全職員が一丸となって中期目標達成のために業務遂行に当たることとする。</p>

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期目標	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期計画
第2 中期計画の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。	

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期目標	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期計画
第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
<p>県民のための病院であることを意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。</p> <p>1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮</p> <p>①政策的医療の推進</p> <p>精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療や、心神喪失者等医療観察法への対応などの政策的医療の推進に努めること。</p> <p>②児童・思春期精神科医療の充実</p> <p>精神科医療領域に属する疾患を有する児童の増加に対処するため、受診しやすい専門外来の環境整備を行い、また、併せて児童虐待、発達障害に関する臨床研究や、虐待側（親等）のメンタルヘルス問題への対応も行う総合的支援システムの構築に着手すること。</p>	<p>1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮</p> <p>(1)政策的医療の推進</p> <p>①良質で高度な医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神科医療の中核病院として、<u>高度な判断を要する患者並びに対応困難な患者に対して早期寛解、早期社会復帰を実現するためにチーム医療の充実を図り良質で高度な医療の提供を行う。また、専門医、認定看護師等、高度で専門的な有資格者の確保に努める。</u></li> <li><u>治療ガイドライン、クリティカルパス、治療プログラム等を活用し治療の標準化に努める。</u></li> <li><u>精神疾患に対する予防の視点を重視し、早期において密度の濃い医療の提供に努め、その成果を情報発信する。</u></li> </ul> <p>②精神科救急医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岡山県精神科救急医療システム整備事業の下に民間病院では対応困難な患者に対して24時間365日受入れる体制を整備し、決して断らない病院を目指し精神科医療の中核としての役割を果たす。</li> <li><u>多様化する精神科救急医療ニーズに対応するため最先端医療機器・高度先進医療技術の導入を図り、病院機能を高度化する。</u></li> </ul> <p>③心神喪失者等医療観察法に関する医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入院処遇対象者に対して病状の改善及び再発防止を図り、早期社会復帰を目指してチーム医療を充実するとともに様々な社会資源の効果的な活用を行う。</li> <li><u>通院処遇対象者についても入院処遇時と同様にチーム医療で対応し、治療の継続と地域での生活支援を行う。</u></li> </ul> <p>(2)児童・思春期精神科医療の充実</p> <p>①児童・思春期専門外来の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>児童・思春期専門外来を既存施設外に独立させ、利用者の利便性を高めるとともにアメニティを充実させ受診しやすい環境を整備する。</u></li> <li><u>児童・思春期ディケアを設置し、発達障害圏の児童等の支援を行う。</u></li> </ul>

<p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期目標</p>	<p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期計画</p>
<p>③精神科医療水準の向上 精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、精神科医療水準の向上を図ること。</p> <p>④精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及 地域に開かれた病院として、精神科医療に関する知識の普及を通じ、精神障害のある人への正しい理解のための普及啓発に取り組み、共生社会の実現に向けて寄与すること。</p> <p>⑤災害対策 災害など重大な危害が発生した場合には、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するとともに、病院資産の損害を最小限にとどめ、持続的な医療の提供を可能とするための危機管理体制を整備すること。</p>	<p>②臨床研究の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨床研究部門の設置並びに専門職を配置し、広汎性発達障害児等児童・思春期に特有な精神疾患治療に関する調査研究を行う。</li> <li>他の医療機関、児童福祉機関等に対して、情報発信、研修会開催等に努め連携強化を図る。</li> </ul> <p>③総合支援システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待側（親等）のメンタルヘルスに対応するため、児童相談所や市町村、保健所、教育機関、医療機関との連携を取りながら診療実現に努め、家族修復に向けた総合的な支援を行う。</li> </ul> <p>(3)精神科医療水準の向上</p> <p>①精神科医療従事者への研修 県内の精神科医療従事者及び関係機関職員の資質向上を目指し、研修生・実習生の受入れ、研修会の開催を実施する。</p> <p>②調査・研究及び関係機関との連携 大学や他の医療機関等との連携を深め、共同研究を実施し、学会等に成果を公表することにより精神科医療水準の向上を図る。</p> <p>③海外の医療機関・研究機関との技術交流 先進医療を習得するため職員を海外に派遣し、調査研究等を行い医療水準の向上に努める。また、精神科医療が発展途上にある国からの研修生の受入れ等を積極的に行い、諸外国の医療水準向上に寄与するよう努める。</p> <p>④治験の実施 治験への参加は、精神科医療向上のため必要であり、被験者への理解を得られるよう十分な配慮を行い可能な限り実施する。</p> <p>(4)精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及</p> <p>①普及活動 地域、事業所並びに医療機関等に対して精神科医療に関する情報発信を積極的に行い、精神障害者の社会復帰促進及び円滑な精神科医療提供への理解を深めるよう各種事業を実施する。</p> <p>②ボランティアとの協働 地域住民や学生等ボランティアの受入れを積極的に行うとともに、地域との交流会の実施や各種行事に積極的に参加するように努める。また、断酒会等自助グループの活動を支援する。</p> <p>(5)災害対策</p> <p>①災害支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県等の防災計画等に沿って医療支援を行うほか、県内精神科医療の提供レベルが低下しないように被災者及び被災した医療機関等への支援を行う。</li> <li>他県への災害支援については、求められる支援を積極的に行う。</li> </ul>

<p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期目標</p>	<p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期計画</p>
<p>2 患者や家族の視点に立った医療の提供</p> <p>①患者の権利を尊重した医療の提供</p> <p>精神科医療においては、特に、患者の権利が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要がある。そのため、法令等を遵守して、職員は患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うこと。</p> <p>②患者・家族の満足度の向上</p> <p>患者や家族の意見・要望を迅速かつ的確に把握し、ニーズに応じたきめ細かい医療の提供を行うなど、患者や家族の視点に立って、その満足度が高められるように努めること。</p> <p>3 医療の質及び安全の確保</p> <p>①医療水準の向上</p> <p>公立病院として、政策的医療の提供と診療実績の公開をさらに推進し、医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう、医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努め、その適正な配置により精神科医療水準の向上を図ること。</p>	<p>・<u>地元町内会等と災害時における一時避難場所に関する協定を締結するなど、被災時の地域支援体制を整備する。</u></p> <p>②<b>危機管理体制</b></p> <p><u>災害時の被害を最小限に止めるための対策を講じる。また、被災後の早期復旧が可能となるよう平時から施設の維持管理を徹底し、職員へ周知するなど危機管理体制の強化を行う。</u></p> <p>2 患者や家族の視点に立った医療の提供</p> <p>(1)患者の権利を尊重した医療の提供</p> <p>①<b>患者への適切な情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者中心の医療を常実践し、インフォームド・コンセントを徹底する。また、セカンドオピニオンにも積極的に対応する。</li> <li>・<u>治療方針をはじめとし当センターの取組み並びに地域医療機関との連携等について、わかりやすくホームページに掲載する等情報発信を充実する。</u></li> </ul> <p>②<b>職員教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>全職員及び契約事業者が、法令等を遵守し、適切な言動が常にとれるよう職員教育を徹底し、患者の権利を尊重した患者中心の医療提供を実施する。</u></li> </ul> <p>(2)患者・家族の満足度の向上</p> <p>①<b>患者等へのサービスの向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口、意見箱等で寄せられる苦情及び相談内容やその対応等について全職員が情報共有できるシステムを構築し、医療並びにサービスの質の向上を図る。</li> <li>・院内巡回を定期的実施し、基本方針である光・風・緑があふれる明るく快適なアメニティの提供を行う。</li> <li>・<u>診察時間の見直し、待ち時間の短縮など患者のニーズに沿った改善を定期的実施する。</u></li> </ul> <p>②<b>満足度調査の実施</b></p> <p><u>患者満足度調査等の実施については、全国規模で実施されている調査事業に参加し、得られた指標等に基づき効率的な改善を図る。</u></p> <p>3 医療の質及び安全の確保</p> <p>(1)医療水準の向上</p> <p>①<b>政策的医療の提供と情報公開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>公立病院としての使命を果たすため、効率的な診療情報管理の推進や積極的な最先端医療機器等を導入し、岡山県保健医療計画及び県民ニーズに沿った医療提供を実施する。</u></li> <li>・<u>診療実績並びに代表的な疾患の病態やその治療方針について、分かりやすくホームページや広報誌等に掲載するなどし、県民への情報提供を行う。</u></li> </ul>

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期目標	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期計画
<p>②医療安全対策の徹底・検証</p> <p>医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。</p> <p>4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化</p> <p>①リハビリテーションの充実</p> <p>多様化する精神科医療ニーズに即応するための体制を構築し、多職種による効率的、効果的なリハビリテーションを行い、患者の自立と社会参加が早期に達成できるよう努めること。</p> <p>②地域医療連携の強化</p> <p>患者がより適正な医療を受けられるよう、地域の医療機関との病診・病病連携を推進し、地域医療に貢献するなどの地域医療連携のさらなる取組を図ること。</p>	<p>②優れた医療従事者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀な医師の確保をはじめとし、高度で専門性を有する職員を外部から柔軟に登用できるよう多様な採用制度を導入する。</li> <li>・質の高い看護職員及び医療従事者を確保するため、若年層の処遇に配慮した人事給与制度の構築を図る。</li> <li>・患者の自立と社会参加へ向けて、早期社会復帰を促進するための専門職員を採用する。</li> </ul> <p>③高度な専門性を持つ職員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職種については、専門性の高い資格取得に向けて、長期・短期留学等研修制度をより充実させ、専門医、認定医、専門看護師、認定看護師等の資格取得を促進する。</li> <li>・海外における質の高い技術取得に向けて海外の病院、大学等における研修制度を充実させるための身分保証制度の整備を図る。</li> </ul> <p>(2)医療安全対策の徹底・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員が患者の安全を最優先して対応が行われるよう医療安全研修の開催及び実務評価を徹底させ安全文化の醸成に努める。</li> <li>・全職員が患者の安全を担保し適切な行動がとれるように情報収集・分析による医療安全対策の徹底・検証を実施する。</li> </ul> <p>4 患者の自立と社会参加に向けての取組の強化</p> <p>(1)リハビリテーションの充実</p> <p>①精神科医療ニーズに即応する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期と慢性期を区分し、リハビリ・クリティカルパスを活用して患者の疾病、病態、自立の程度にあわせてリハビリテーションを実施する。</li> <li>・多職種によるチーム編成により、入院医療中心から地域生活中心にした医療への転換を図る。</li> </ul> <p>②患者の自立と社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活を支援する体制と施設を整備し、関係機関との連携を強化し、患者の自立と社会参加を支援する。</li> </ul> <p>(2)地域医療連携の強化、地域医療への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療機関のニーズを把握し、連携及び協力体制の充実を図り、病態や患者のニーズに応じた紹介、逆紹介を積極的に行い病診・病病連携を推進する。</li> <li>・精神科地域連携パスを構築し、円滑な地域連携の推進と社会資源の有効な活用に努める。</li> <li>・身体合併症をもつ患者への適切な医療の提供を確保するため、他の医療機関との連携をより一層緊密なものとするよう努める。</li> <li>・県内における精神科医療資源の乏しい地域でも住民が質の高い精神科医療を受けられるよう、地域の行政機関や医療機関と連携し医療従事者を派遣する。</li> </ul>

<p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期目標</p>	<p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期計画</p>
<p>③訪問・通所型医療の提供 精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、切れ目のない支援のための関係機関とのネットワークを構築し、訪問診療や訪問看護、通所サービス、診療契約が結べない患者への多職種によるアウトリーチ等を行うための体制整備に取り組むこと。</p>	<p>(3)訪問・通所型医療の提供 ・<u>地域で生活することを前提とした支援体制を整備する。</u> ・<u>ディケアやナイトケアなどの通所サービスの提供並びに専門職種による訪問支援や訪問看護等アウトリーチ支援を実施する。</u></p>

<p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期目標</p>	<p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期計画</p>
<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	
<p>地方独立行政法人制度の特長を十分にいかして、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。</p>	<p>1 長期的な視点に立った病院経営戦略の構築 地方独立行政法人の特長である機動的かつ弾力的な意思決定方法をいかし、県民のニーズに沿った政策医療の推進と公立病院としての健全経営とが継続するよう努める。</p> <p>2 業務運営の不断の見直し (1) 予算執行について 運営費負担金の使途に関しては、その用途に透明性を担保する。また、診療報酬収入に基づく業務の執行に関しては、効率的でスピード感のある経営を行う。</p> <p>(2) 委託、売買、請負等の契約について ・委託業務は、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、適正で効率的な委託業務の管理を行う。 ・売買、請負等の契約については、透明性・公平性を確保すると同時に、緊急性のあるものや軽易なものについては、迅速かつ柔軟に対応する。 ・薬品や診療材料、給食材料に関しては、市場価格の推移や必要性を基に適正かつ公正な価格にて購入する。</p> <p>(3) 収入の確保 ・病床管理を一元化し効率的な管理を実施する。 ・請求漏れを防止し適正な診療報酬請求を行う。 ・診療費の収納システムの見直しや支払い相談の実施等による未収金発生未然防止対策を検討するとともに、未収金の早期回収を図る。</p>



地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期目標	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期計画																						
第5 財務内容の改善に関する事項																							
<p>公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確立できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実に努めること。</p>	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画 「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた計画・対策を確実に実施することにより、財務内容の改善を図り、収支の黒字化を目指す。</p> <p>1 予算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3 注) 運営費負担金等 運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。</p> <p>第6 短期借入金の限度額 1 限度額 500百万円 2 想定される理由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応</p> <p>第7 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画 中期目標期間中の計画はない。</p> <p>第8 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等）に充てる。</p> <p>第9 料金のに関する事項 1 入院料及び諸料金 (1)入院料及び諸料金の額は、直近の厚生労働省告示の診療報酬の算定方法により算定した額の合計額とする。 (2)前号の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものに係る入院料及び諸料金の額は、消費税率を乗じて得た額とする。 (3)第1号に規定するものの他については、下記に掲げるとおりとし、下表に掲げる以外のものは、理事長が公共性・経済性の観点から総合的に勘案し別に定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="711 1585 1501 1995"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">診断書</td> <td>簡易なもの 1通につき</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>複雑なもの 1通につき</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td>その他のもの 1通につき</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>診断書以外の証明書</td> <td>1通につき</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">室料差額（医師の指示による入室の場合を除く。）</td> <td>A室 1日につき</td> <td>9,600</td> </tr> <tr> <td>B室 1日につき</td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td>C室 1日につき</td> <td>4,900</td> </tr> <tr> <td>D室 1日につき</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	診断書	簡易なもの 1通につき	1,000	複雑なもの 1通につき	4,600	その他のもの 1通につき	1,700	診断書以外の証明書	1通につき	840	室料差額（医師の指示による入室の場合を除く。）	A室 1日につき	9,600	B室 1日につき	5,300	C室 1日につき	4,900	D室 1日につき	2,200
区 分	単 位	金 額																					
診断書	簡易なもの 1通につき	1,000																					
	複雑なもの 1通につき	4,600																					
	その他のもの 1通につき	1,700																					
診断書以外の証明書	1通につき	840																					
室料差額（医師の指示による入室の場合を除く。）	A室 1日につき	9,600																					
	B室 1日につき	5,300																					
	C室 1日につき	4,900																					
	D室 1日につき	2,200																					

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期目標	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期計画
	2 徴収猶予 理事長は、1の事項による入院料及び諸料金の納付の資力がないと認める者、その他必要と認める者に対しては、相当の期間を定めて徴収を猶予することができる。

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期目標	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 第2期中期計画
---------------------------------	---------------------------------

第6 その他業務運営に関する重要事項

公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。

- 1 施設及び医療機器の整備に関する計画  
医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。
- 2 適正な就労環境の整備と人事管理  
職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。

第10 その他業務運営に関する重要事項

- 1 **施設及び医療機器の整備に関する計画**（平成24年度～平成28年度）  
入院棟の改修やデイケア施設整備をはじめとする大規模施設整備については、求められる機能を視野に入れ、計画的な施設整備を推進する。
- 2 適正な就労環境の整備と人事管理
  - (1)就労環境の整備
    - ・働きやすい職場環境を整備し、定期的に職員のヘルスケアを実施する。
  - (2)人事管理
    - ①職員確保
      - ・良質で高度な医療を提供するため、医療需要の変化や政策的医療等に迅速に対応出来るよう効果的な人員確保に努める。
    - ②人事評価制度
      - ・職員の業績や能力を職員の給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価システムを構築する。
    - ③給与制度
      - ・職員の勤務成績や能力などを考慮し、意欲向上に資する給与制度の導入について検討する。

3 中期目標の期間を超える債務負担

(単位：百万円)

	中期目標 期間償還額	次期以降償 還額	総債務償還額
移行前地方債 償還債務	1,535	4,551	6,086

4 積立金の使途

前期中期目標期間繰越積立金については、病院の設備整備、大規模修繕、研究、医療機器の購入、移行前地方債償還債務の返済額等、中期計画に定められた医療の確保の財源として充てる。